

店頭デリバティブ取引に係るご注意

- 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

- また、本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の本店又は本店に帰属する移動営業所へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル)

(注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前1年間に、2回以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

(注2) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、お客様がシストレFX（店頭外国為替証拠金取引）を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。

お取引にあたっては、この書面をあらかじめよくお読みいただき、内容をご理解のうえ、ご不明な点は、お取引開始前にお問い合わせください。

- シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）とは、一定額の「証拠金」を預けて、投資金額に比べて大きな金額の「外国為替」を売買できる「取引」です。
- シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）は、お客様と当社との相対取引です。（金融商品取引所取引ではありません。）
- シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）において、当社が提示する売値と買値の間には差額があります。
- シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）は、取引金額がお客様の預託しなければならない証拠金の額に比べて大きい額となっており、投資額以上の損失が生じる可能性があります。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、この書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分な研究を行うとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）のリスク等重要事項について

■シストレFXの主な特徴と注意点

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）では、お客様が行う取引の金額がその取引についてお客様が預託しなければならない証拠金の額に比べて大きい額であることから、時として多額の損失が生じる可能性を有しています。したがって、シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の開始にあたっては、以下の内容を十分に把握する必要があります。

- ・外国為替相場や各国通貨の金利の変動等によりお客様に損失が生じるおそれがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、その損失の額は、お客様が預託されている証拠金の額を上回る可能性があります。
- ・ビッド価格とアスク価格のスプレッド幅が広くなったり、意図した取引ができない可能性があります。

- ・外国為替相場の変動等により、損失が一定額を超えたときは、追加で証拠金の差し入れが必要になります。所定の時限までに証拠金の追加差し入れがない場合は、損失を被った状態で建玉の全部又は一部を事前の通知なしに決済されることがあります。この場合、その決済で生じた損失についてはお客様が責任を負うこととなります。
- ・逆指値注文は、外国為替取引の性質上、通常の市場環境においても指定レートよりもお客様に不利なレートで約定されます(スリッページ)。また、値動きが荒い等市場の状況によっては、指定レートから大きく乖離したレートで約定することもあり、投資金額以上の損失を被る可能性があります。
- ・各国通貨の金利水準は、時として大きく変動することがあります。お客様が建玉を保有しつづける場合には、金利変動のリスクにさらされる可能性があります。
- ・当社は、外国為替相場の変動によっては、自動ロスカット注文により、お客様に通知することなく、成行でお客様の未決済建玉を決済することがあります。
- ・上記の自動ロスカットは、お客様の損失を限定するためのルールではありますが、外国為替相場の急激な変動によっては、委託証拠金の残額以上の損失が生じる場合があります。詳しくは、「☆証拠金」の「(7)ロスカットの取扱い」をご参照ください。
- ・外国為替取引は、各国の通貨を売買する取引です。日本円をはじめ当社が扱っている通貨は、通常高い流動性が確保されています。また、当社は、複数の銀行から為替レートの供給を受ける第一種金融商品取引業者をカバー取引先として、お客様のすべての注文をヘッジすることにより、できる限り高い流動性を確保するよう努めております。しかし、主要国の休日やニューヨークの夕刻等取引が活発でない時間帯においては、取引レートを提示することが困難になる場合があります。また、天災地変、戦争、政変あるいは外国為替取引の規制等特殊な状況が発生した場合にも、お客様の取引が困難あるいは不可能となる場合があります。
- ・取引システム又は金融商品取引業者及び顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。
- ・電子取引システムを利用した取引には独自のリスクが生じます。お客様のコンピューター、あるいは当社のコンピューターシステム等の故障・誤作動、第三者が提供するコンピューターシステム、通信回線等取引に関わるすべてのシステムの故障・誤作動によりお客様に損失が生じる場合には、お客様がすべての責任を負うこととなります。また、電子取引システムに利用されるお客様の個人情報が窃盗等により漏洩した場合に、その情報が第三者に悪用される等その他のリスクもあります。
- ・シストレFXではストリーミング注文・逆指値注文・指値注文で「スリッページ」が発生する場合があります。
スリッページは、お客様の取引画面に表示されている価格(=発注価格)と実際の約定価格との間に価格差が生じる場合に発生し、当価格差はお客様にとって有利な場合、不利な場合があります。

ストリーミング注文はお客様が取引画面で発注ボタンを押下された際に、画面に表示されている価格を発注価格として発注を行う注文形態です。

ストリーミング注文で発注した場合、お客様のご注文を当社で受注した時の配信価格が発注価格と一致、もしくはお客様の発注価格より有利となる場合、

- 1) 配信価格がお客様の発注価格と一致する場合は、ご注文を当社で受注した際の配信価格(=発注価格)で約定が成立します。
- 2) 配信価格がお客様の発注価格より有利となり、配信価格がご注文時のスリッページ許容範囲外となる場合にはご注文時のスリッページ許容範囲を限度とした価格で約定が成立します。
- 3) 配信価格がお客様の発注価格より有利となり、配信価格がご注文時のスリッページ許容範囲内となる場合には当ご注文を当社で受注した際の配信価格で約定が成立します。

但し、お客様のご注文を当社で受注した時の配信価格がお客様のご注文の発注価格より不利となる場合、

- 1) ご注文時のスリッページ許容範囲外となる場合にはお客様の注文は失効
- 2) ご注文時のスリッページ許容範囲内となる場合、当ご注文を当社で受注した際のお客様不利益となる配信価格で約定が成立します。

逆指値注文は、お客様があらかじめ執行の条件となるトリガー価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が指定した価格以下、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以上になった時点で、逆指値注文（成行注文）を執行します。そのため実際の約定価格は、お客様の指定したトリガー価格に比べて、不利になる場合もあります。

指値注文は、お客様が注文価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が指定した価格以上、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以下になった時点で、当該時点の価格を以って約定します。（そのため実際の約定価格がお客様の注文価格に比べて有利に約定する場合があります）。当注文は休日を挟み週初の始値が決定する前に発注を行った場合のみ該当し、左記以外の時間に指値注文を発注した場合にはお客様の指定値段で約定を行います。

成行注文はお客様が価格を指定せずに行う注文方法で、約定価格はお客様の注文が約定執行サーバへ到着した際に当社が配信した価格となります。そのためお客様の画面に表示されている価格と約定価格の間に乖離が発生する場合がありますことから、結果としてお客様にとって有利となる場合、不利となる場合があります。

お客様が保有されている全建玉または複数建玉を一度に決済する注文を行う際には、当社は一度に全数の約定を行わず複数回にわけて約定を行う場合があります。そのため約定が分割されることから、必ずしも約定価格が同一とならない場合があります。

■シストレFXの手数料

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の手数料は、無料です。

自動ロスカット注文、強制決済が執行された場合の手数料も無料です。

シストレF X（店頭外国為替証拠金取引）の取引ツールのダウンロード料金、利用料金は無料ですが、当ツールを利用するにあたっては、別途、通信料金（パケット料金等）がかかる場合があります。

■証拠金

シストレF X（店頭外国為替証拠金取引）を行うにあたっては、「6. 証拠金について」に記載の証拠金（当社が認める一定の有価証券により代用可能です。）を担保として事前に差し入れ又は預託していただきます。

- ・シストレF X（店頭外国為替証拠金取引）では、当社が定めるところにより、一定の割合で**有価証券等を証拠金の一部として利用することが可能です。**お客様から当社へお預け入れいただいた**外国為替証拠金取引代用有価証券等**（以下、「**代用有価証券**」という。）については、当社においてお客様の**外国為替証拠金取引の担保**となり、お客様の**シストレF X（店頭外国為替証拠金取引）の決済現金不足の際には当社が任意で売却することがあります。**また、シストレF X（店頭外国為替証拠金取引）**決済現金不足の際には、証券取引口座も含めてお客様から当社へお預けいただいているすべての資産を当社の任意で売却することがあります。**

■シストレF Xの売買は、クーリングオフの対象となりません

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

■シストレF Xのカバー先金融機関

当社は、顧客との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。

・カバー先金融機関一覧

商号又は名称：株式会社三菱東京UFJ銀行（英語表記：The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.）

業務内容：銀行業

監督を受ける当局：金融庁

商号又は名称：シティバンク銀行

業務内容：銀行業

監督を受ける当局：金融庁

商号又は名称：ユービーエス・エイ・ジー（銀行）

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：スイス連邦銀行委員会

商号または名称：ゴールドマン・サックス証券株式会社

業務内容：金融商品取引業

監督を受ける当局：金融庁

商号又は名称：パークレイズ・バンク・ピーエルシー（パークレイズ銀行）

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：英金融行為機構及び英健全性規制機構

商号又は名称：ドイツ銀行

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：ドイツ連邦金融監督局

商号又は名称：モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー（英語表記：Morgan Stanley & Co. International plc）

業務内容：金融商品取引業

監督を受ける外国当局：英金融行為機構及び英健全性規制機構

・当社又はカバー取引先金融機関の財務状況の変化等により、お客様は損失を被る可能性があります。

■証拠金管理方法

お客様からお預かりした証拠金現金その他証拠金は金融商品取引法第43条の3第1項の定めに基づき、三菱UFJ信託銀行の信託口に預託することにより当社の自己の資金とは分別して区分管理しています。

なお、お客様からお預かりする有価証券等も、当社の固有財産と明確に区別して証券保管振替機構において保管いたしますが、同法に基づく顧客区分管理信託の対象に含まれておりません。

■「シストレFX」（全自動売買）に関する重要事項

「シストレFX」（以下「本サービス」といいます）は、お客様がテクニカル指標を選択し、選択したテクニカル指標の数値に基づき設定した売買シグナルで全自動売買を行うことができる取引ツールを有しています。全自動売買のお取引に際しては、各事項を良くお読みいただいたうえで、本サービスをご利用いただく必要がございます。

・本サービスは、正確性・確実性を期すよう努めておりますが、完全性を保証するものではありません。

・パフォーマンスレポート機能で表示される過去の運用実績は、将来の運用成績を保証す

るものではありません。相場の状況によっては、過去の運用実績を大きく下回るおそれがあります。

- ・本サービスは、お客様へ提供する本サービスのお取引画面へログイン頂いた状態でご利用いただけるサービスです。設定時間内にログアウトされると、その後の売買執行は行われません。
- ・本サービスの利用によって生じた損害（パソコンやネットワークに生じた損害を含み、損害の種類を問いません）やその修理費用等に関して、当社は、一切責任を負いませんのでご了承ください。
- ・本サービスで設定できるトレード分析ツールを用いて設定した利益確定条件・ロスカット条件は、同条件に基づく売買シグナルどおりにお取引が成立することを保証するものではなく、相場の状況によっては建玉決済時に想定以上の損失が発生する場合がございます。
- ・取引時間外を跨いだ設定をされた場合、終了時刻の最終価格で売買シグナルが発生した際、売買シグナルは再開後に実行され想定価格と大きく乖離する場合がございます。お客様が設定した売買シグナルで全自動売買を行う際、売買シグナル発信後に約定処理を行うため、売買シグナルの価格とは異なる価格で約定することがあります。相場の状況によっては想定価格と大きく乖離する場合があります。
- ・本サービスでは、お客様の裁量により並行して手動売買を行うことも可能ですが、全自動売買を解除しない限り売買シグナルが指定期間中に継続して発信されますので、お客様の建玉管理が困難となる場合も発生いたします。
- ・本サービスでは、複数のテクニカル指標を組み合わせて売買シグナルを作成することも可能ですが、相反する指標を選択された場合や条件付けにより頻繁な売買シグナルが発生し反復売買が発生する場合がありますので、ご利用に際してはテクニカル指標が意図する意味や発生頻度をお客様ご自身で十分ご理解いただいたうえでご利用いただく必要があります。
- ・当社が予め用意する売買ストラテジーは将来の運用成績を保証するものではなく、相場の状況によっては、当該売買ストラテジーによる過去の運用実績を大きく下回るおそれがあることを十分ご理解いただいたうえでご利用いただく必要があります。

上記に記載する事項は、取引約款上の免責事項となります。

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の仕組みについて

当社によるシストレFX（店頭外国為替証拠金取引）は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

☆取引の方法

当社が取り扱うシストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の取引内容は次のとおりです。

- a. 取引の対象は、米ドル・日本円、ユーロ・日本円、英ポンド・日本円、豪ドル・日本円、スイスフラン・日本円、カナダドル・日本円、NZドル・日本円、南アフリカランド・日本円、ユーロ・米ドル、英ポンド・米ドル及び豪ドル・米ドルがあります。
- b. 取引単位は、各通貨組合せに共通で、組合せのうちの外国通貨単位を、ミニ（1,000通貨単位）、通常（1万通貨単位）、大口（10万通貨単位）とします。但し、南アフリカランド・日本円に限り、ミニ（1万通貨単位）、通常（10万通貨単位）、大口（設定なし）とします。
- c. 呼び値の最小変動幅は、各通貨組合せに共通で、0.1 pips（対円通貨＝0.1銭、非対円通貨＝0.00001ドル）となります。
例えば1取引、ミニ（1取引単位あたり1円に相当）、通常（1取引単位あたり10円に相当）、大口（1取引単位あたり100円に相当）となり、南アフリカランド・日本円に限り、ミニ（1取引単位あたり10円に相当）、通常（1取引単位あたり100円に相当）となります。
- d. 当社が通貨組合せ毎にアスク価格とビッド価格を同時に提示し、顧客はアスク価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。当社が顧客に提示する価格は銀行市場間取引レートにおける価格に対して当社調達コストを付加し提示します。
- e. 建玉は、転売又は買戻しすることで手仕舞いできます（通貨の受渡しは行いません）。
- f. 転売又は買戻しによる手仕舞いを行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。
- g. ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、顧客が受け取る場合に比べ、顧客が支払う場合のものよりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。
- h. 顧客の損失が所定の水準に達した場合、顧客の建玉を強制的に決済します。詳しくは、「☆証拠金」の「(7)ロスカットの取扱い」をご参照ください。ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。
- i. 転売又は買戻しを行った場合の決済日は、原則として、当該転売又は買戻しを行った日の翌々営業日とします。ただし、当該翌々営業日が通貨組合せの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場又は米国市場に共通する翌営業日とします。

☆証拠金

(1) 証拠金の差入れ

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の注文をするときは、(2)の当初証拠金額以上の額を、当社に差し入れてください。

(2) 証拠金必要額

証拠金必要額の最低額は、新規建玉の建値の4%です。但し非対円取引の場合には最新のビッド価格で円転し必要額を算出します。

なお、法人口座のお客様の証拠金必要額は、新規建玉の建値に、金融先物取引業協会が公表する通貨ペア毎の法人用証拠金率を掛けた金額です。

両建ての場合には、同一通貨の組合せで売建玉と買建玉のうち、数量の多い方の建玉の証拠金額の合計額とします。

(注) 法人用証拠金率とは、当該通貨に係る為替相場の変動により発生し得る危険に相当する額の元本の額に対する比率として金融庁長官が定める方法により算出した比率のことをいいます。

(2)-2 必要証拠金率の変更（法人の場合）

当社は毎週最終FX営業日の取引終了後に必要証拠金率の見直しを行います。証拠金率を変更する場合には、見直し前週の金曜日（当社休業日の場合には翌営業日）午後6時を目処にお客様ページログイン後の商品インフォへ掲載することで、あらかじめお客様にお知らせいたします。

(3) 証拠金の追加差入れ

証拠金預託額が未決済のシストレFX（店頭外国為替証拠金取引）について計算した維持証拠金額を下回った場合には、証拠金預託額が当初証拠金額以上となるように、追加証拠金（現金部分が負の金額となった場合の当該負の金額については現金で）を当日営業日の午後3時までに当社に差し入れてください。

なお、当社が毎週行う必要証拠金率の変更に伴う追加証拠金につきましては、週初FX営業日の翌FX営業日午後3時までに当社に差し入れてください。

(4) 現金の引出し

証拠金預託額のうち、現金部分は、証拠金預託額が当初証拠金額を下回らない範囲で、引き出すことができます。

(5) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

当社が行う値洗いにより発生する評価損益及び建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、証拠金預託額に現金部分として加算又は減算されます。

(6) 有価証券等による充当

証拠金は、当社が指定する一定の有価証券により充当することができます。充当価格は、それぞれ市場価格に対して当社が定める掛け目で証拠金として利用可能です。ただし、証拠金預託額の現金部分が負の金額となった場合の当該負の金額については、現金で差し入れていただきます。

(7) ロスカットの取扱い

金融商品取引業者は、顧客の建玉を決済した場合に生じることとなる損失の額（値洗いによる評価損益及びスワップポイントを加減します。）が証拠金預託額に対し所定の割合に達した場合、損失の

拡大を防ぐため、顧客の計算において建玉を反対売買して決済します。（「ロスカットルール」といいます。）

(8) 証拠金を所定の日時まで差し入れない場合の取扱い

当社が請求した証拠金を顧客が所定の日時まで差し入れなかった場合には、当社は、当該シストレF×（店頭外国為替証拠金取引）を決済するため、任意に、顧客の計算において建玉の反対売買を行うことができます。お客様がシストレF×（店頭外国為替証拠金取引）に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。

(9) 証拠金の返還

当社は、お客様がシストレF×（店頭外国為替証拠金取引）取引について決済を行った後に、差入れ又は預託した証拠金に決済差金を加算又は減算した額からお客様の当社に対する債務額を控除した後の金銭の返還を請求したときは、原則として遅滞なく返還します。

(10) 両建て取引について

お客様は、お客様自身の投資判断により両建て取引を行うことができます。但し、両建て取引はスワップポイントによる逆ザヤやスプレッドによるコストの負担が発生する場合があります。また、決済の方法によっては手数料が二重にかかる場合もあり、経済合理性を欠く取引であることを認識したうえでお取引ください。

☆決済に伴う金銭の授受

(1) 受渡決済の場合

当社の定める受渡決済価格に基づいて取引対象の通貨を授受するほか、受渡決済価格と約定価格の差に基づいて算出した差損益を授受します。

(2) 差金決済の場合

転売又は買戻しに伴う顧客と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

・対円取引の場合

ミニ：取引通貨単位×約定価格差（円）＋累積スワップポイント

通常：取引通貨単位×約定価格差（円）＋累積スワップポイント

大口：取引通貨単位×約定価格差（円）＋累積スワップポイント

・非対円取引の場合

ミニ：{（取引通貨単位×約定価格差（円））＋累積スワップポイント}×決済時の円転レート

通常：{（取引通貨単位×約定価格差（円））＋累積スワップポイント}×決済時の円転レート

大口：{（取引通貨単位×約定価格差（円））＋累積スワップポイント}×決済時の円転レート

(注) 約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

☆課税上の取扱い

個人のお客様が行ったシストレFX（店頭外国為替証拠金取引）で発生した利益（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、2012年1月1日の取引以降に行う取引は「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人のお客様が行ったシストレFX（店頭外国為替証拠金取引）で発生した所得（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。）は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

※ 復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

金融商品取引業者は、顧客のシストレFX（店頭外国為替証拠金取引）について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所（所在地）、氏名（法人名）、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の手続きについて

お客様が当社とシストレFX（店頭外国為替証拠金取引）を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

a. 本書面の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出ください。

b. 電子交付契約の設定

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の開始に当たっては、あらかじめ「らくらく電子契約」（電子交付契約）をお申込みのうえ、電磁的方法による交付への同意が必要です。

c. シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）口座の設定

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の開始に当たっては、あらかじめ当社にシストレFX（店頭外国為替証拠金取引）口座の設定に関する書面を差し入れ、シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）口座を設定していただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。

d. 預金口座の開設

受渡決済を行うため、銀行預金口座の登録が必要となります。

(2) 注文の指示事項

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示してください。

a. 注文する通貨の組合せ

b. 売付取引又は買付取引の別

c. 注文数量

d. 価格（指値又は成行）（指値には、当社が提示するアスク価格又はビッド価格に応じる場合を含みます。）

e. 注文の有効期間

f. その他顧客の指示によることとされている事項

(3) 証拠金の差入れ

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。

当社は、証拠金を受け入れたときは、顧客に受領書を交付します。

(4) 転売又は買戻しによる建玉の結了

委託注文をするときは、新規の売付取引、新規の買付取引、転売又は買戻しの別を当社に指示してください。転売又は買戻しの注文が成立したときは、当社が定めるところにより、既存の買建玉又は売建玉の全部又は一部が決済されます。新規の売付取引又は新規の買付取引を行うことで、同一の通貨組合せの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）となった場合には、お客様にとって、両建てを解消する際のアスク価格とビッド価格の差及び手数料を二重に負担すること、並びに預託が必要な証拠金額が転売又は買戻しとするよりも多くなることとなります。

(5) 注文をした取引の成立

注文をしたシストレFX（店頭外国為替証拠金取引）が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書を顧客に交付します。

(6) 手数料

当社の手数料は、「無料」になっています。

(7) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、顧客から請求があった場合は取引成立のつど、顧客からの請求がない場合は四半期ごと（残高があるものの取引成立がない場合は1年ごと。以下「報告対象期間」といいます。）に顧客の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金（証拠金に充当する有価証券等を含みます。）及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、顧客に交付します。

(8) 電磁的方法による書面の交付

当社からの書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾していただきます。

(9) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会ください。

シストレFX（店頭外国為替証拠金取引）の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社「お客様サポートセンター」にお尋ねください。

シストレF X（店頭外国為替証拠金取引）行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方としたシストレF X（店頭外国為替証拠金取引）を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されません。）
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による

説明をしないこと

- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 個人顧客の通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。V.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。V.において同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること。法人顧客の店頭外国為替証拠金取引につき、顧客の実預託額が約定時必要預託額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく、当該取引を継続すること
- v. 個人顧客の通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証

拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること。法人顧客の店頭外国為替証拠金取引につき、営業日ごとの一定の時刻における実預託額が維持必要預託額に不足する場合に、速やかに顧客にその不足額を預託させることなく、取引を継続すること

- w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
- x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
- y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

(1) 金融商品取引業者の概要

金融商品取引業者の概要は次のとおりです。

商号等	カブドットコム証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号
所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館6F
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
設立年月	平成11年11月19日
資本金	71.96億円（平成28年6月30日現在）
主な事業	金融商品取引業
連絡先	0120-390-390（フリーコール） 03-6688-8888（携帯・PHS）

(2) 苦情受付窓口

金融商品取引業者は、顧客からの苦情を次の窓口で受け付けております。

受付時間	: 午前8時から午後5時
窓口	: お客様サポートセンター
受付方法	: 電話、電子メール、手紙

(3) 苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、金融商品取引業者及び顧客が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

電話番号 : 0120-64-5005（フリーダイヤル）

URL : <https://www.finmac.or.jp/contact/soudan/>

東京事務所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館

大阪事務所 : 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

シストレF X（店頭外国為替証拠金取引）に関する主要な用語

- ・ 売建玉（うりたてぎょく）

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

- ・ アスク

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。顧客はその価格で買い付けることができます。

- ・ 買建玉（かいたてぎょく）

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

- ・ 買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。

- ・ カバー取引（カバーとりひき）

金融商品取引業者が顧客を相手方として行うシストレF X（店頭外国為替証拠金取引）の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該シストレF X（店頭外国為替証拠金取引）と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭外国為替証拠金取引をいいます。

- ・ 金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

シストレF X（店頭外国為替証拠金取引）を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

- ・ 裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

- ・ 差金決済（さきんけっさい）

取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

- ・ 指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めずに行う注文を成行注文といいます。

- ・ 証拠金（しょうきん）

取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。証拠金には、取引成立の際に差し入れる当初証拠金と建玉について割り込むことができない維持証拠金の区分があります。この場合、顧客が差し入れている証拠金額が維持証拠金額を下回った場合には、当初証拠金の水準まで追加証拠金を差し入れなければなりません。

- ・ スワップポイント

シストレF X（店頭外国為替証拠金取引）におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から

翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

- ・スリッページ

顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。

- ・追加証拠金（つかししょうきん）

証拠金残高が相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差入れなければならない証拠金をいいます。

- ・デリバティブ取引（デリバティブとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。

- ・店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいきこかわせしょうきんとりひき）

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

- ・店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

- ・転売（てんばい）

買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。

- ・特定投資家（とくていとうしか）

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

- ・値洗い（ねあらい）

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

- ・媒介取引（ばいかいとりひき）

金融商品取引業者が顧客の注文を他の金融商品取引業者に当該顧客の名前でつなぐ取引をいいます。

- ・ビッド

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。顧客はその価格で売り付けることができます。

- ・ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

- ・両建て（りょうだて）

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

- ・ ロスカット

顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。

- ・ ロールオーバー

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。

以上

(平成29年2月)